

令和 5 年度会計監査実施結果について

1 実施期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 1 月 30 日までの間

2 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、93 部署に対して実施した。

3 実施結果

ほとんどの部署において会計経理は適正に行われており、指示事項（部署が講じた是正措置について報告を求めるもの）はなかった。

一部の部署において、所要の手続がとられていないなど会計経理上の過誤が認められたため、指導事項（部署が自ら必要な措置として改善を図るもの）とした。

○ 指示事項

0 件（前年度比－3 件）

○ 指導事項

2 件（前年度比－7 件）

- ・ 機器の定期保守点検及び年度末までの保守対応を委託する 1 件の契約について、契約期間の満了前の年度途中で契約金額の全額を支払っていた。また、保守対応業務に係る検査調書を作成していなかった。
- ・ 支出等関係文書は他の行政文書と区分して保管すべきところ、他の文書と区分されず保管されていた。また、保存期間表示の誤りがあるなど適切な管理がなされていなかった。

4 令和 6 年度の会計監査

令和 6 年度は、令和 5 年度の会計監査結果等を踏まえ、契約及び捜査費の執行を重点項目とし、87 部署に対する会計監査の実施を予定している。

令和6年4月18日

令和5年度

会計監査実施結果報告書

警察庁

(目次)

1	はじめに	1
(1)	警察の予算	1
(2)	会計監査(検査)	1
(3)	警察における会計監査	1
2	令和5年度会計監査実施の概要	2
(1)	目的及び対象範囲	2
(2)	対象年度	2
(3)	実施期間	3
(4)	対象部署	3
(5)	観点及び着眼点	3
(6)	重点項目	3
(7)	実施方法	3
	ア 契約について	
	イ 捜査費の執行について	
3	会計監査実施結果	4
(1)	契約関係	4
	ア 会計監査実施状況	
	イ 会計監査実施結果に基づく措置	
	(ア) 指示事項	
	(イ) 指導事項	
(2)	捜査費関係	5
	ア 会計監査実施状況	
	(ア) 執行内容	
	(イ) 事務手続	
	(ウ) 現金等の管理	
	(エ) 聞き取り調査	
	イ 会計監査実施結果に基づく措置	
(3)	旅費関係	6
	ア 会計監査実施状況	

イ	会計監査実施結果に基づく措置	
(4)	物品管理その他関係	7
ア	会計監査実施状況	
(ア)	物品管理関係	
(イ)	中央調達物品の活用、維持管理状況関係	
(ウ)	その他関係	
イ	会計監査実施結果に基づく措置	
(ア)	指示事項	
(イ)	指導事項	
4	不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況	7
(1)	奈良県警察	7
(2)	北海道警察	8
(3)	徳島県警察	9
(4)	福島県警察	9
5	令和4年度会計監査に基づく指導事項の改善措置状況の確認	10
6	令和6年度の会計監査に向けて	11
	別表	12
	別紙	
	【指導事項】	13
	指導事項1（契約）	13
	指導事項2（文書管理）	14

1 はじめに

(1) 警察の予算

警察組織が警察庁及び管区警察局等の国の機関と都道府県警察で構成されているように、警察予算も国の予算に計上されている警察庁予算と、都道府県の予算に計上されている都道府県警察費予算とで構成されている。

警察庁予算は国費と補助金で構成されており、国費については警察庁等の国の機関に要する経費に充てられることはもちろんであるが、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項の規定により、都道府県警察に要する経費についても充てられる（都道府県警察に要する経費について国庫が支弁する。）。

また、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において国がその一部を補助することとされており（同条第3項）、当該補助金は、警察庁（長官）から都道府県（知事）へ交付され、都道府県では交付を受けた補助金を財源に補助対象事業に係る予算を計上している。

これに加え、都道府県では、地方交付税交付金、地方税等を財源に単独事業等に係る予算を計上している。

(2) 会計監査（検査）

国の会計監査を大別すると外部監査と内部監査に区分される。

国費関係では、外部監査の代表としては会計検査院の検査、内部監査の代表としては警察庁による監査がある。

また、都道府県費関係では、監査委員による監査等がある。

会計監査は、警察の会計経理の適正を期することを目的に、会計経理と予算執行に関する業務を対象として実施している。

(3) 警察における会計監査

警察庁では、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）において、警察庁及び都道府県警察が実施する会計の監査に関し必要な事項を定めており、具体的には、

- 会計監査実施計画の作成（第2条）
- 会計監査実施計画又は随時の監査の実施（第3条）
- 監査における留意事項（第4条）

- 会計監査対象部署に対する説明若しくは資料の提出又は職員の出頭の要求（第5条）
- 公安委員会に対する会計監査実施状況の報告（第6条）
- 会計監査の結果に基づく必要な措置の実施（第7条）

等について規定を設けている。

また、会計監査を具体的を実施するため、警察庁及び都道府県警察は、訓令や会計監査規程等で必要な事項を定めている。

警察庁が実施する会計監査では、警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年警察庁訓令第8号。以下「訓令」という。）に基づき、会計監査責任者である警察庁長官と管区警察局長が会計監査の重点項目等を協議の上で会計監査計画を作成して実施しており、会計監査の実施状況については、警察庁長官は、警察庁が実施した状況と管区警察局長が実施した状況を取りまとめ、4月末日までに国家公安委員会に報告するものとしている。

2 令和5年度会計監査実施の概要

(1) 目的及び対象範囲

会計監査は、警察の会計経理の適正を期することを目的に、会計経理と予算執行に関する業務を対象として実施し、契約、捜査費、旅費、物品管理など会計担当課以外の原課が行う予算執行等に関する業務についても対象とした。

なお、対象経費は、国費及び都道府県費（国庫補助対象分）とし、必要に応じて、都道府県単独事業分の都道府県費についても対象とした。

(2) 対象年度

令和4年度を対象として、執行状況等の内容によっては、必要に応じ令和5年度又は令和3年度以前の年度についても対象とした。

【令和4年度警察庁支出済歳出額】

一般会計	約3,304億2,000万円
特別会計	
交付税及び譲与税配付金	約2億2,529万円
東日本大震災復興	約2億6,759万円

(3) 実施期間

令和5年6月1日（木）から令和6年1月30日（火）まで

(4) 対象部署

規則第2条並びに訓令第3条及び第4条の規定に基づき策定した令和5年度会計監査実施計画に沿って実施した。

会計監査責任者別の対象部署は別表のとおりであり、令和5年度中は、全対象部署119部署のうち93部署（警察庁内部部局、3附属機関、7管区警察局、6管区警察学校、47都道府県情報通信部及び北海道の4方面情報通信部、24都道府県警察及び北海道警察の1方面本部）に対して実施した。

(5) 観点及び着眼点

会計監査は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、

- 予算執行の計数が正確に処理されているか
- 会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施されているか
- 業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか
- 事務・事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか

に着眼して行った。

(6) 重点項目

会計監査の重点項目は、「契約」及び「捜査費の執行」とした。

「契約」については、近年の厳しい財政状況を受けて政府が財政健全化のための財政赤字の縮減や歳出の見直しなどを実施中であることに鑑み、当庁においても、予算の無駄遣いの防止等、経済性及び効率性を主たる視点として統一的な監査を実施するため重点とした。

また、「捜査費の執行」については、近年における私的流用事案の発生を踏まえ、同種重大事案の再発防止を主たる目的とした監査を実施するため重点とした。

(7) 実施方法

会計監査は、会計経理の目的、内容等について多角的な観点での確かかつ厳正に、関

係書類の確認、関係者に対する聞き取り等の方法により実施した。

特に、重点項目については、次の方法により実施した。

ア 契約について

- 予算の無駄遣いの防止等、経済性及び効率性を主たる視点として、競争性を確保するための取組状況等について確認した。
- 物品購入等に係る契約については、「物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について（令和5年3月8日付け警察庁丁会発第216号）」等を踏まえた物品購入等に係る契約の適正確保のための措置の推進状況について確認した。

イ 捜査費の執行について

- 捜査経験を有する警察官を含む体制で実施した。
- 取扱者等に対する聞き取りの際には、捜査費経理の制度及び手続等を熟知し、適時適切な捜査費の執行について指示、指導及び執行結果の確認が行われているか、また、捜査員等に対する聞き取りの際には、自動車運転日誌等関係書類と照らし合わせるなどして具体的な執行状況について確認するなど、適正な執行がなされているか、徹底した聞き取りを実施した。

3 会計監査実施結果

重点項目を含む各監査項目（契約、捜査費、旅費及び物品管理等）についての監査を実施した結果、

指示事項^(注1) 0件

指導事項^(注2) 2件（契約1件、文書管理1件）

であった。

なお、当該部署において講じられた改善措置について報告を求める必要があるものを指示事項、また、報告は要しないが、自ら必要な措置として改善を図るものを指導事項として分類している。

(1) 契約関係

ア 会計監査実施状況

(注1) 「指示事項」は、訓令第9条（会計監査の結果に基づく措置）第1項により指示する事項をいう。

(注2) 「指導事項」は、訓令第9条第1項による指示によらずとも、自ら必要な措置を講じるよう指導することにより、改善を図ることができると認められる事項をいう。

物品購入等に係る契約については、契約の必要性、契約方法及び予定価格の積算根拠等を関係文書で点検するとともに、担当職員からの聞き取り調査により、経理処理の取組状況を確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

(7) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

監査の結果、次の1件の指導事項が認められた。

- 庁舎内の中央監視装置定期点検等及び年度末までの保守対応を内容とする1件の契約について、契約期間の満了前に契約金額の全額を支払っていた。

また、検査調書を作成していなかった（北海道警察）。・・・【指導事項1】
指導事項の詳細については、別紙のとおりである。

(2) 捜査費関係

ア 会計監査実施状況

捜査費については、主に令和4年度における全国（53部署）の捜査費支出済額である、

国費捜査費 約24億1,481万円

都道府県費捜査費 約23億9,860万円

のうち、27部署（警察庁内部部局、1管区警察局、24都道府県警察及び北海道警察の1方面本部）における、

国費捜査費 約18億9,426万円

都道府県費捜査費 約21億1,854万円

を対象に、次のとおり監査を実施した。

(7) 執行内容

捜査費の執行内容について、

- 現金出納簿、捜査費証拠書類等を点検
- 関係文書の確認結果を踏まえ、捜査費を執行した具体的な状況等について、取扱者等の幹部職員及び捜査員からの聞き取り
- 必要に応じ、執行の対象となっている店舗の所在調査等の方法により確認した。

(イ) 事務手続

取扱者等の幹部職員が実施する毎月の所要見込額の算定、取扱責任者への交付額の申請から現金の受領、捜査員等への交付から執行後の精算までの各手続に関し、

- 取扱者等の幹部職員が、捜査費経理に関する必要な知識を有し、捜査員等に対して指示、指導等を適切に行っているか
- 取扱者等の幹部職員が、捜査費執行の必要性、妥当性について、責任を持って判断し、また、当該執行に関して捜査員等から執行時の状況の報告を求め、対面の上、十分に確認しているか
- 取扱者等の幹部職員及び捜査員が、捜査費執行の各段階において捜査費証拠書類を適切に作成しているか
- 取扱者等の幹部職員が、作成された捜査費証拠書類を自らの責任で点検し、決裁しているか

などについて、聞き取り調査等により確認した。

(ウ) 現金等の管理

取扱者等の幹部職員及び捜査員に対し、現金、現金出納簿及び捜査費証拠書類の管理状況を確認した。

(エ) 聞き取り調査

聞き取り調査を実施した所属数は、合計268所属（警察本部等173所属、警察署95署）、また、聞き取り調査実施人数は、合計2,131人であり、その内訳は、次のとおりである。

○ 取扱者（警察本部所属の課長、警察署長等）	213人
○ 補助者（警察本部所属の次長、警察署副署長等）	235人
○ 中間取扱者（大規模警察署の課長等）	66人
○ 中間交付者（警察本部所属の課長補佐、警察署の課長等）	571人
○ 捜査員	1,046人

イ 会計監査実施結果に基づく措置

指示事項及び指導事項の該当はなかった。

(3) 旅費関係

ア 会計監査実施状況

旅費については、旅行命令簿や旅費請求書等の関係文書の点検、担当職員等からの聞き取り調査により、旅行事実を確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

指示事項及び指導事項の該当はなかった。

(4) 物品管理その他関係

ア 会計監査実施状況

(7) 物品管理関係

物品管理については、関係文書の点検、担当職員等からの聞き取り調査に併せて実際の管理状況を確認した。

(イ) 中央調達物品の活用、維持管理状況関係

中央調達物品の有効活用の観点で、関係文書の点検、担当職員からの聞き取り調査等により確認した。

(ウ) その他関係

支出等関係文書（支出関係文書並びに財産、物品及び債権の管理に係る文書をいう。以下同じ。）について、亡失、誤廃棄を防止するため、他の文書と区分して保管しているかなど、保管状況の点検等により確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

(7) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

監査の結果、次の1件の指導事項が認められた。

- 支出等関係文書が、他の文書と区分されず保管されていた。また、保存期間表示の誤りがあるなど適切な管理がなされていなかった（三重県警察）。

・・・【指導事項2】

指導事項の詳細については、別紙のとおりである。

4 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況

奈良県警察等が実施した捜査費の横領事案等に係る自主調査結果について確認監査を実施したところ、当該自主調査結果と異なる事実は認められなかった。

(1) 奈良県警察

ア 事案概要

令和5年2月、奈良県内警察署課長の警部（40代、男性）が無断欠勤し、所在不

明となったことから、同課長が保管・管理していた捜査諸雑費を確認したところ、現金の亡失が発覚した。

奈良県警察の自主調査において、同課長が、令和4年12月から令和5年1月までの間に、捜査諸雑費約465,000円（県費）を横領したものと判断した。

イ 確認監査結果

(7) 実施日

令和5年4月20日及び同月21日

(イ) 監査内容

- ・ 事案概要の把握
- ・ 書面確認
- ・ 聞き取り調査（警察署副署長以下7名）

(ウ) 監査結果

奈良県警察の調査結果に誤りはないものと認めた。

(エ) 再発防止に向けた取組

奈良県警察において、警察署長が出席する会議で適正な捜査費管理について指示したほか、全警察署に対して業務指導を行うなど再発防止対策を推進していることを確認した。

(2) 北海道警察

ア 事案概要

北海道内警察署副署長の警視（50代、男性）が死亡したことに伴い、令和4年6月、同副署長が保管・管理していた捜査費を確認したところ、現金の亡失が発覚した。

北海道警察の自主調査において、同副署長が、令和4年5月、捜査費50,000円（国費40,000円、道費10,000円）を横領したものと判断した。

イ 確認監査結果

(7) 実施日

令和5年5月30日及び同月31日

(イ) 監査内容

- ・ 事案概要の把握
- ・ 書面確認
- ・ 聞き取り調査（警察署副署長以下3名）

(ウ) 監査結果

北海道警察の調査結果に誤りはないものと認めた。

(エ) 再発防止に向けた取組

北海道警察において、警察署長が出席する会議で適正な捜査費管理について指示したほか、金庫とその鍵を保管管理する職員を分離するなど、再発防止対策を推進していることを確認した。

(3) 徳島県警察

ア 事案概要

令和5年2月、徳島県内警察署勤務の警部補（40代、男性）に係る不適切交際の内部通報があり、その調査の過程で捜査費の不適正執行が発覚した。

徳島県警察の自主調査において、同警部補が、平成29年7月から令和4年9月までの間、捜査費を私的に流用したのに、実在する捜査協力者との接触時の飲食代等に使用した旨の虚偽の書類を作成して報告し、捜査費67,894円（国費6,236円、県費61,658円）を財産上不法な利益として得たものと判断した。

イ 確認監査結果

(ア) 実施日

令和6年2月1日及び同月2日

(イ) 監査内容

- ・ 事案概要の把握
- ・ 書面確認
- ・ 聞き取り調査（警部補の元上司以下8名）

(ウ) 監査結果

徳島県警察の調査結果に誤りはないものと認めた。

(エ) 再発防止に向けた取組

徳島県警察において、捜査費執行所属に対し、捜査費の適正な執行について通達したほか、全警察署に対して業務指導を行うなど再発防止対策を推進していることを確認した。

(4) 福島県警察

ア 事案概要

令和5年9月、福島県内警察署において、捜査員2名が事務机内に保管・管理し

ていた捜査諸雑費の亡失事案が発覚した。

福島県警察の自主調査において、同署に勤務する巡査長（30代、男性）が、令和5年9月、捜査諸雑費40,000円（国費20,000円、県費20,000円）を窃取したものと判断した。

イ 確認監査結果

(ア) 実施日

令和6年2月20日

(イ) 監査内容

- ・ 事案概要の把握
- ・ 書面確認
- ・ 聞き取り調査（警察署署長以下6名）

(ロ) 監査結果

福島県警察の調査結果に誤りはないものと認めた。

(ハ) 再発防止に向けた取組

福島県警察において、各所属に対し、捜査費の適正な執行について通達したほか、再発防止の会議を開催するなど、再発防止対策を推進していることを確認した。

5 令和4年度会計監査に基づく指導事項の改善措置状況の確認

令和4年度の会計監査実施結果において、指示事項3件及び指導事項9件を通知した部署について、その改善措置状況を確認した。

指示事項3件は、

- 物品管理に関する不適切な取扱い 2件
- 旅費支給に関する不適切な取扱い 1件

指導事項9件は、

- 契約に関する不適切な取扱い 3件
- 捜査費に関する不適切な取扱い 1件
- 物品管理に関する不適切な取扱い 2件
- 旅費支給に関する不適切な取扱い 3件

であったが、令和4年度会計監査実施後の報告及び令和5年度会計監査等を通じ、

- 幹部を含めた職員教養の充実

- 業務に専念できる環境の整備
- チェック体制の確立

等の適正な会計経理の推進に向けた取組がなされていることを確認した。

6 令和6年度の会計監査に向けて

令和5年度に指導を行った部署が講じた是正措置についてのフォローアップ、会計監査結果の組織全体での共有、会計担当者に対する教養の充実を推進するとともに、令和6年度は、令和5年度の監査結果を踏まえ厳正な監査を実施し、より適正な会計経理の徹底を図る。

令和6年度は、87部署に対し会計監査の実施を予定している。

別表

令和5年度会計監査実施状況

1 実施部署

93部署（警察庁内部部局、3附属機関、7管区警察局、6管区警察学校、47都道府県情報通信部及び北海道の4方面情報通信部、24都道府県警察及び北海道警察の1方面本部）

2 上半期の実施内訳

47部署（1附属機関、4管区警察局、3管区警察学校、24道県情報通信部及び北海道の1方面情報通信部、14道県警察）

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官	科学警察研究所、東北管区警察局、関東管区警察局、中国四国管区警察局、四国警察支局、東北管区警察学校、関東管区警察学校、中国四国管区警察学校、北海道情報通信部、北見方面情報通信部、青森県情報通信部、栃木県情報通信部、埼玉県情報通信部、石川県情報通信部、奈良県情報通信部、山口県情報通信部、佐賀県情報通信部、北海道警察、青森県警察、栃木県警察、埼玉県警察、石川県警察、奈良県警察、山口県警察、佐賀県警察
管区警察局長	岩手県情報通信部、宮城県情報通信部、福島県情報通信部、山梨県情報通信部、長野県情報通信部、静岡県情報通信部、福井県情報通信部、三重県情報通信部、兵庫県情報通信部、和歌山県情報通信部、島根県情報通信部、岡山県情報通信部、徳島県情報通信部、長崎県情報通信部、熊本県情報通信部、大分県情報通信部、山梨県警察、三重県警察、兵庫県警察、島根県警察、徳島県警察、大分県警察

3 下半期の実施内訳

46部署（警察庁内部部局、2附属機関、3管区警察局、3管区警察学校、23都府県情報通信部及び北海道の3方面情報通信部、10都府県警察及び北海道警察の1方面本部）

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官	警察庁内部部局、警察大学校、皇宮警察本部、中部管区警察局、近畿管区警察局、九州管区警察局、中部管区警察学校、近畿管区警察学校、九州管区警察学校、函館方面情報通信部、旭川方面情報通信部、釧路方面情報通信部、東京都情報通信部、神奈川県情報通信部、新潟県情報通信部、愛知県情報通信部、大阪府情報通信部、高知県情報通信部、福岡県情報通信部、釧路方面、警視庁、神奈川県警察、新潟県警察、愛知県警察、大阪府警察、高知県警察、福岡県警察
管区警察局長	秋田県情報通信部、山形県情報通信部、茨城県情報通信部、群馬県情報通信部、千葉県情報通信部、富山県情報通信部、岐阜県情報通信部、滋賀県情報通信部、京都府情報通信部、鳥取県情報通信部、広島県情報通信部、香川県情報通信部、愛媛県情報通信部、宮崎県情報通信部、鹿児島県情報通信部、沖縄県情報通信部、秋田県警察、千葉県警察、宮崎県警察

別紙

【指導事項】

◆ 指導事項 1（契約）

庁舎内の中央監視装置定期点検等及び年度末までの保守対応を内容とする 1 件の契約について、契約期間の満了前に契約金額の全額を支払っていた。

また、検査調書を作成していなかった。

1 当該部署

北海道警察

2 監査の概要

(1) 実施期間

令和 5 年 7 月 3 日から 5 日までの 3 日間

(2) 実施者

警察庁 8 名

(3) 当該部署における令和 4 年度国費支出済額

一般会計 4,187,931,897 円

特別会計 206,678 円（交付税及び譲与税配付金）

3 指導事項の内容

(1) 契約名

北海道警察学校中央監視制御装置保守点検等業務

（契約日：令和 4 年 4 月 11 日、契約金額 6,754,000 円）

(2) 事案内容

上記保守点検等業務は、

○ 定期に行う保守点検等（年 3 回）

○ 契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までの保守対応

を委託する 1 件の契約であるが、保守対応に係る契約期間が満了していないのに、10 月実施の定期点検終了後、契約金額の全額を支払っていた。

また、保守対応業務に係る検査調書を作成していなかった。

(3) 指導理由

国に不利益を与えるおそれのある不適切な時期に支払をしたほか、作成すべき書類が未作成であった。

(4) 原因

担当者及び幹部の認識誤りが認められた。

(5) 指導内容

今後は、契約内容を検討し、適正な契約を締結するよう指導した。

◆ 指導事項 2（文書管理）

支出等関係文書が、他の文書と区分されず保管されていた。また、保存期間表示の誤りがあるなど適切な管理がなされていなかった。

1 当該部署

三重県警察

2 監査の概要

(1) 実施期間

令和 5 年 9 月 13 日から 15 日までの 3 日間

(2) 実施者

中部管区警察局 7 名

(3) 当該部署における令和 4 年度国費支出済額

一般会計 921,355,519 円

特別会計 40,839 円（交付税及び譲与税配付金）

3 指導事項の内容

(1) 事案内容

ア 支出等関係文書の保管方法の不適

支出等関係文書は、他の行政文書と区分して保管するところ、区分されず保管されているものがあった。

イ 保存期間表示等の不適

保存期間表示の誤りや廃棄可能年度別色分けシールの未貼付が見られた。

ウ 文書件名の不適

県警察で支出等関係文書の件名を定めておらず、網羅的に管理できない状況にあった。

(2) 指導理由

支出等関係文書が適切に保管管理されておらず、文書の亡失等につながるおそれが認められた。

(3) 原因

担当者の認識誤りや幹部による確認の不徹底が認められた。

(4) 指導内容

支出等関係文書の文書件名を定めるほか、適切な保管・表示、実効性のある点検を指導した。